

消費税とインボイス制度 をめぐる混乱!?

財務省に直接切り込む

2022年11月2日

山田太郎事務所

Ver 3

消費税とインボイス制度

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式*

疑問 1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{c} \text{売上げの消費税額} \\ \text{(売上税額)} \end{array} \overset{\text{マイナス}}{-} \begin{array}{c} \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(仕入税額)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{納付する税額} \\ \text{(納付税額)} \end{array}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ（イメージ） ～



以前の制度、現行制度、インボイス制度の比較

請求書等保存方式 (令和元年9月30日まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日から)
① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 ④ 課税資産の譲渡等の税込価額 ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ <u>税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額</u> ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ <u>税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率</u> ⑤ <u>税率ごとに区分した消費税額等</u> ⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

インボイスのサンプル

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み） 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

⑥ (株)〇〇御中

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④

③ → * 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

② XX年11月30日

スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T 123456...

①

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550

③

④

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

インボイス制度開始時にインボイス発行事業者となるためには

原則

例外

消費税

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

事業者の方へ

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき**困難な事情がある場合**に、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます（改正令附則 15）。

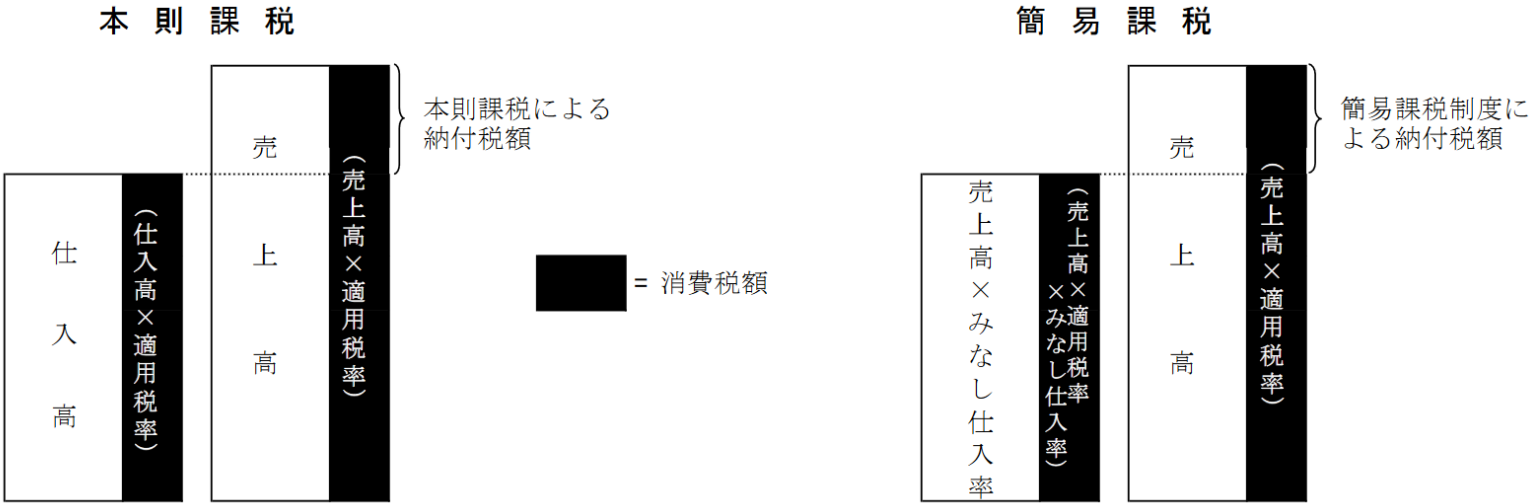
なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません（インボイス通達5-2）。

また、「困難な事情」の記載がない登録申請書を提出して令和5年10月2日以後に登録を受けた場合の登録日は、その登録を受けた日となります。

簡易課税制度とは

簡易課税制度の概要

- 簡易課税制度は、売上高のみで納付税額を計算する制度
→ 仕入税額控除を行うに当たり、請求書等の保存は不要
- 課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置



- 適 用 要 件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業等 ^(注1)	製造業等 ^(注1)	サービス業等 ^(注2)	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

(注1) 消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は80%、その他の農林水産物を生産する事業は70%となる。

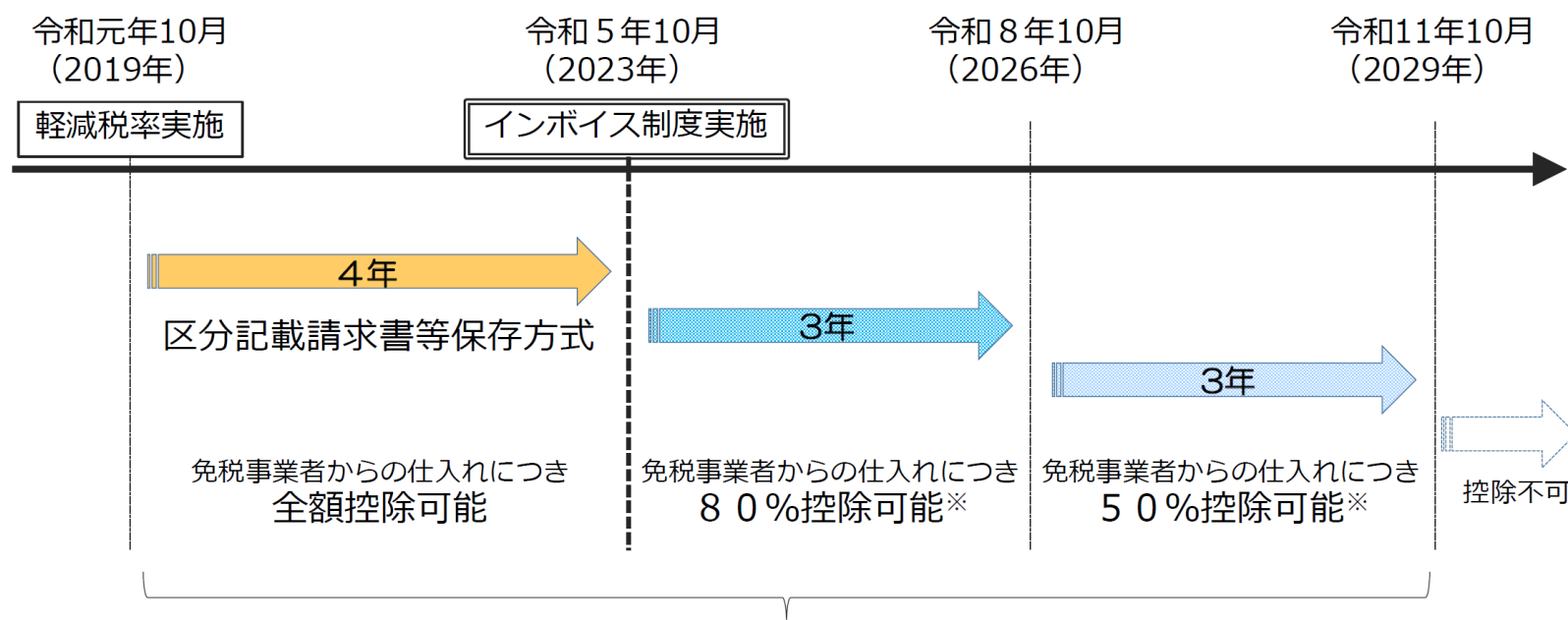
(注2) サービス業等とは、サービス業、運輸通信業、並びに金融業及び保険業をいう。

※ 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

インボイス制度開始までの経過措置

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている

(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

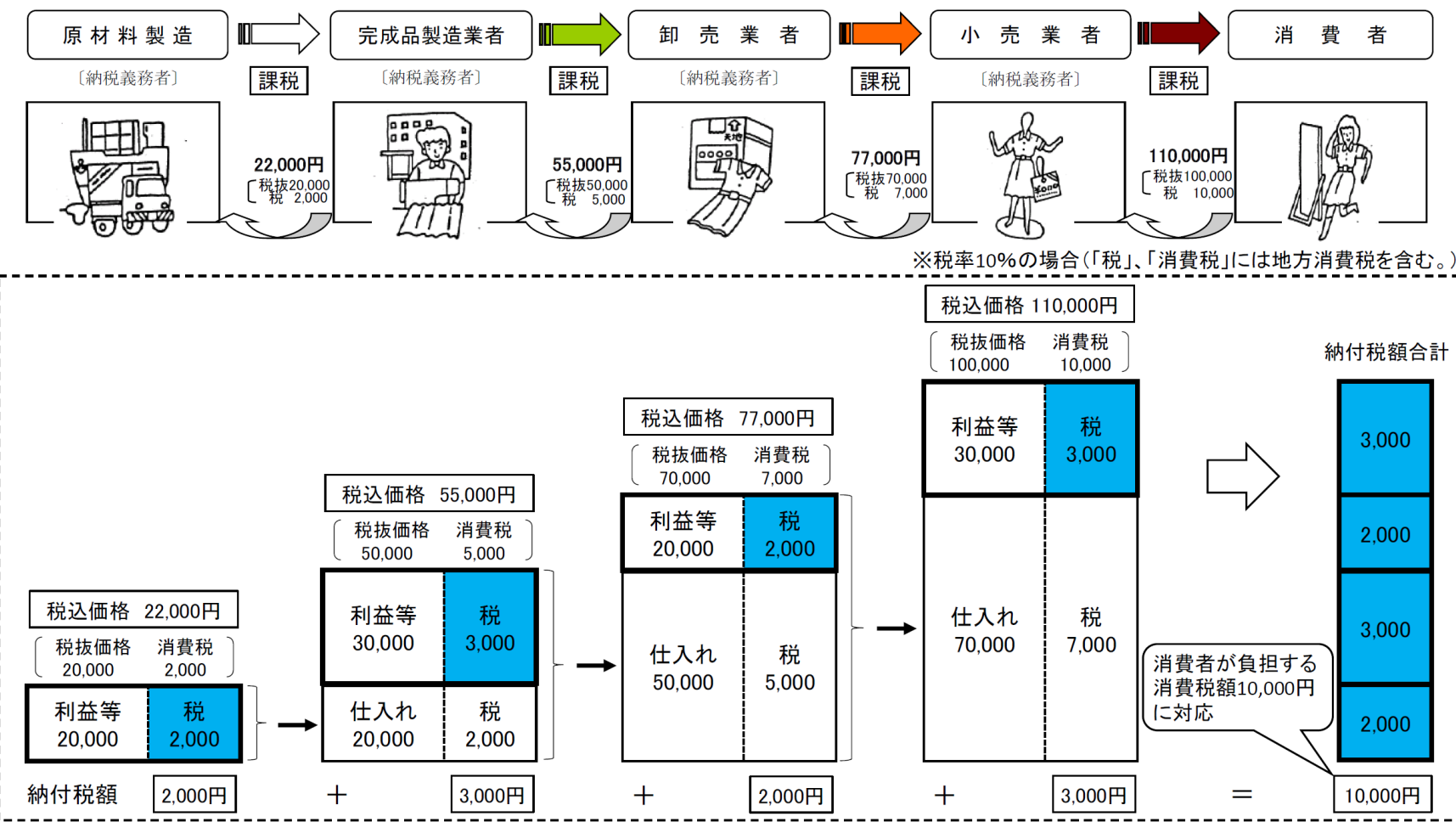
消費税の基本

- ① 消費税は**間接税**である
 - 税負担者は消費者であるが、納税者は事業者である。
- ② 消費税は仕入れであっても課税される（**課税仕入れ**）
 - 消費税は一般消費ではない仕入れにも課される
- ③ 事業者が払う消費税については**仕入税額控除**が認められている。
 - 事業者が消費税を支払う場合、課税仕入れ等に係る消費税額を控除できる。
 - ※ 各取引段階で二重、三重に消費税が課されない仕組み（多段階課税）となっている
- ④ 売上高が小さい事業者には**事業者免税点制度**が認められている
 - 課税売上高が1,000万円以下である場合、消費税の納税義務が免除される
- ⑤ **インボイス制度**が導入されると免税事業者からの仕入れでは仕入税額控除ができない
 - インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者からの仕入れでなければ仕入税額控除ができない。
 - ※ 適格請求書には、適格請求書発行事業者の「登録番号」の記載が必要
 - ※ 免税事業者のままで適格請求書発行事業者の「登録番号」の発行を受けられない（正確には、「適格請求書発行事業者になると免税事業者でなくなってしまう」ということ）

多段階課税の仕組み

消費税の多段階課税の仕組み（イメージ）

- 消費税は、財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税
- 消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者
- 全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



出典：財務省提供資料

事業者免税点制度とは

事業者免税点制度の概要

- 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されている。
- 基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは原則として資本金の額で判定。

※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

これまでの制度の見直し

【平成9年税率引上げ時】

資本金1,000万円以上の新設法人は不適用（設立後2年間に限る）

【平成15年度改正】

適用上限を課税売上高3,000万円から1,000万円へ引き下げ

【平成23年度改正】

前年又は前事業年度上半期の課税売上高が1,000万円を超える事業者は不適用

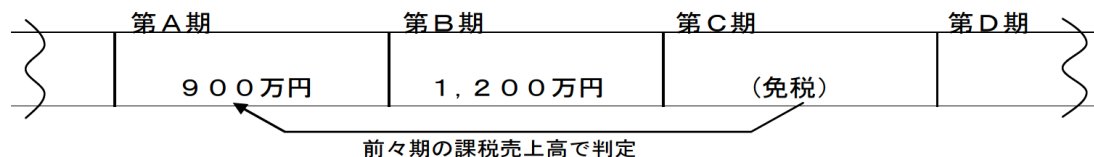
※1 課税売上高に代えて支払給与の額で判定可

※2 平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度について適用

【社会保障・税一体改革】

資本金1,000万円未満の新設法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資して設立された法人は不適用（設立後2年間に限る） ※ 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用

【事例】



- 第C期 — 免税（第A期の課税売上高が1,000万円以下）

出典：財務省提供資料

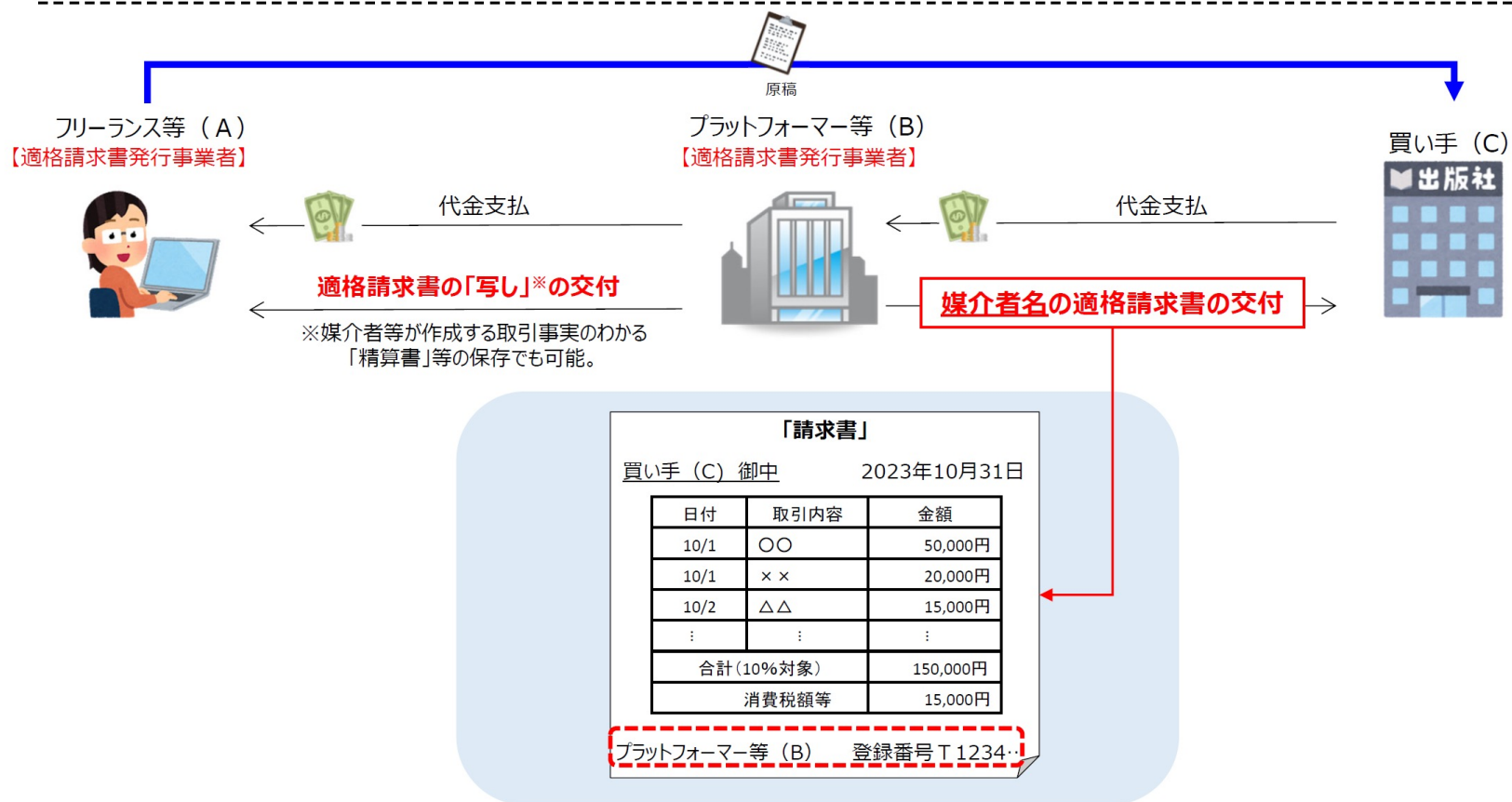
インボイス制度に対する姿勢

1. 適格請求書等保存方式（インボイス制）は導入しても、免税点事業者の基準とは関係なくす（免税点制度は既存のまま残す。免税をどうするかは別で議論する）
2. 適格請求書発行事業者の実名は出ない様にする
3. インボイス制度を入れる理由を明らかにすべき（本当に今の区分記載請求方式ではだめなのか？）
4. インボイス制度の開始は、まず2年間は見送り。問題点が多いので制度を再検討する（このまま既存の区分規制制でいく）

媒介者交付特例とは

媒介者交付特例

- 適格請求書発行事業者の行う課税資産の譲渡等のうち、媒介・取次業務を行う媒介者等（適格請求書発行事業者に限る。）を介して行うものについては、当該媒介者等の氏名・名称、登録番号を記載した適格請求書等の交付を可能とする特例。



1. インボイス制度導入への準備状況

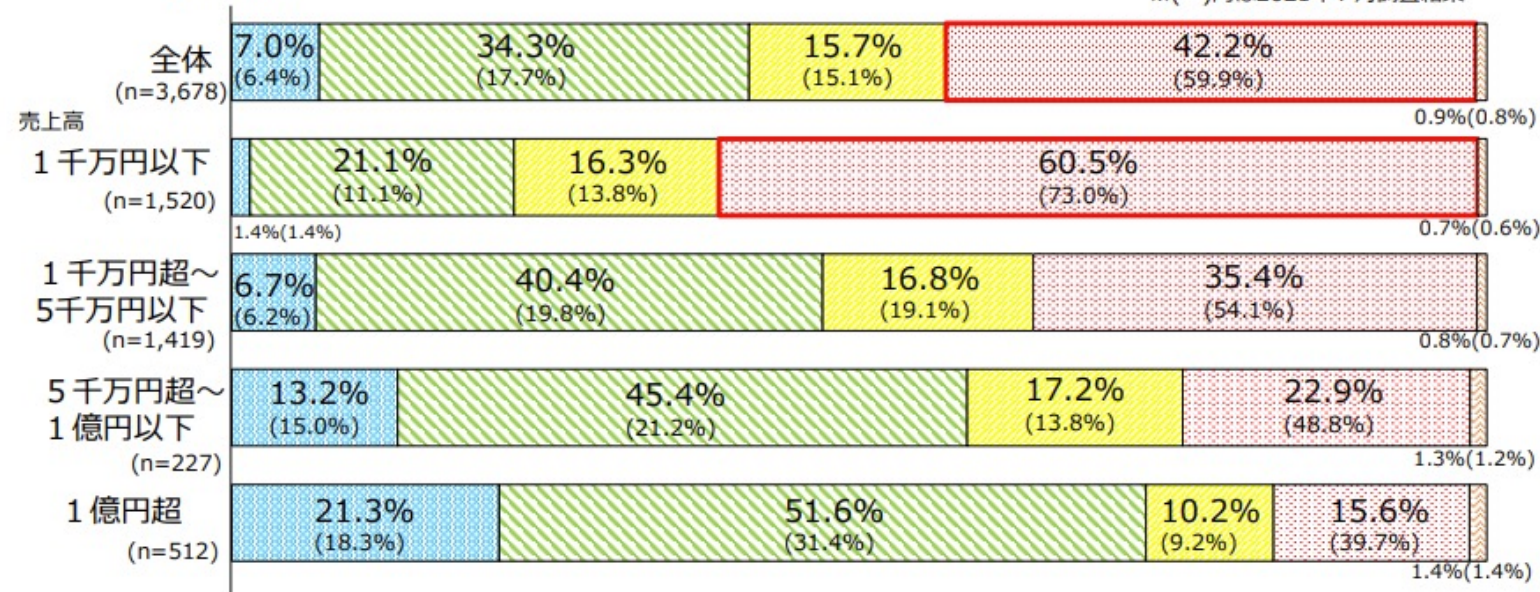
④

➤ 約4割の事業者がインボイス制度導入に向けて特段の準備を行っていない。特に、「売上高1千万円以下の事業者」では依然として約6割と、小規模な事業者ほど準備が進んでいない傾向が見られる。

【インボイス制度導入への準備状況】

- 請求書等発行システムや経理・受発注システムの入替・改修等を行っている
- 情報収集を行っているが、具体的には取り掛かっていない
- 情報提供を受けたことはあるが、どのような準備が必要か分からない
- 特に何もしていない
- その他

※()内は2021年7月調査結果

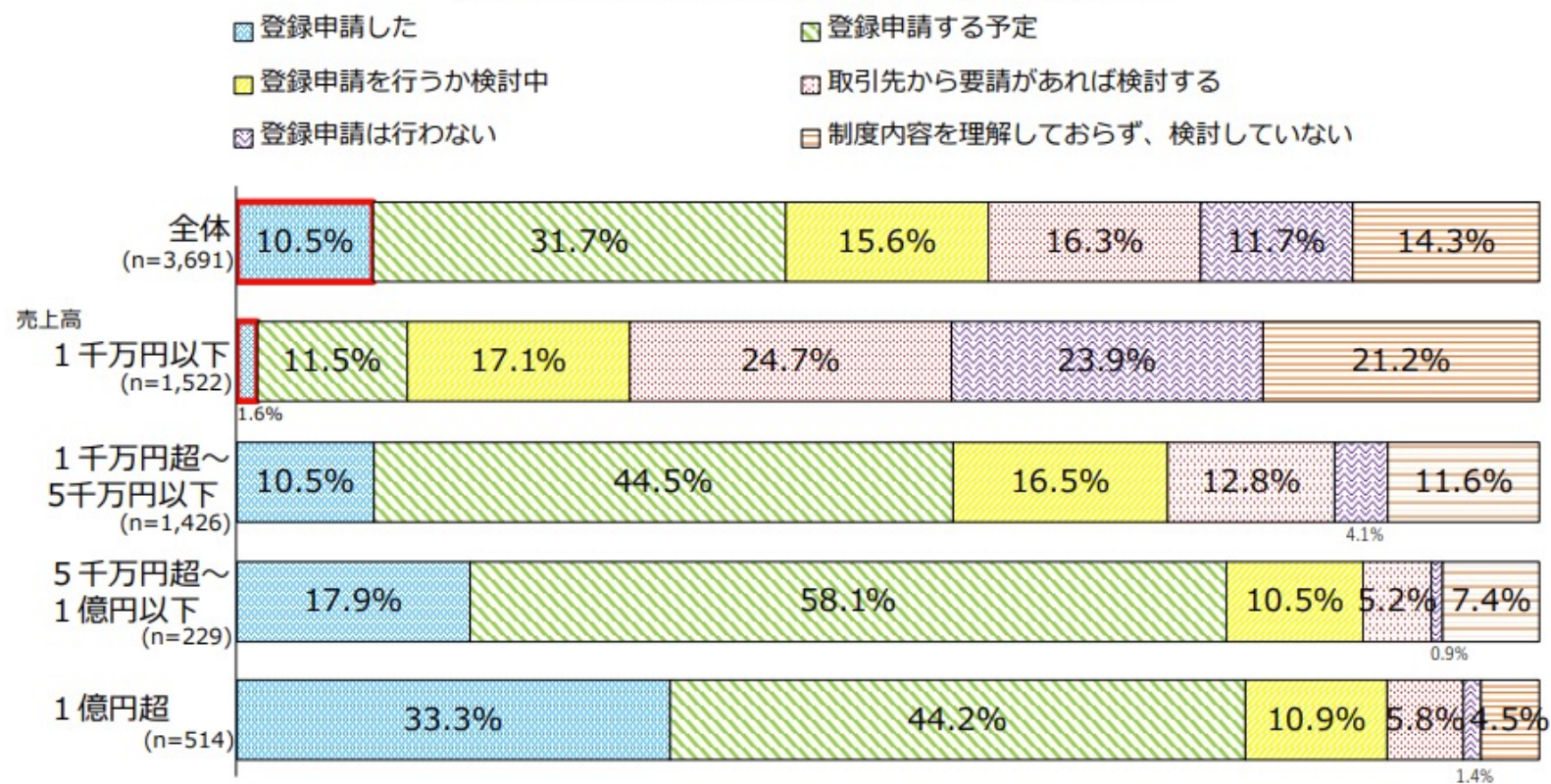


2. インボイス発行事業者の登録申請状況

⑤

- 既にインボイス発行事業業者登録申請を行った事業者は約 1 割。
- 特に、「売上高 1 千万円以下の事業者」では1.6%となっており、小規模な事業者ほど申請が進んでいない傾向が見られる。

【インボイス発行事業者の登録申請状況】



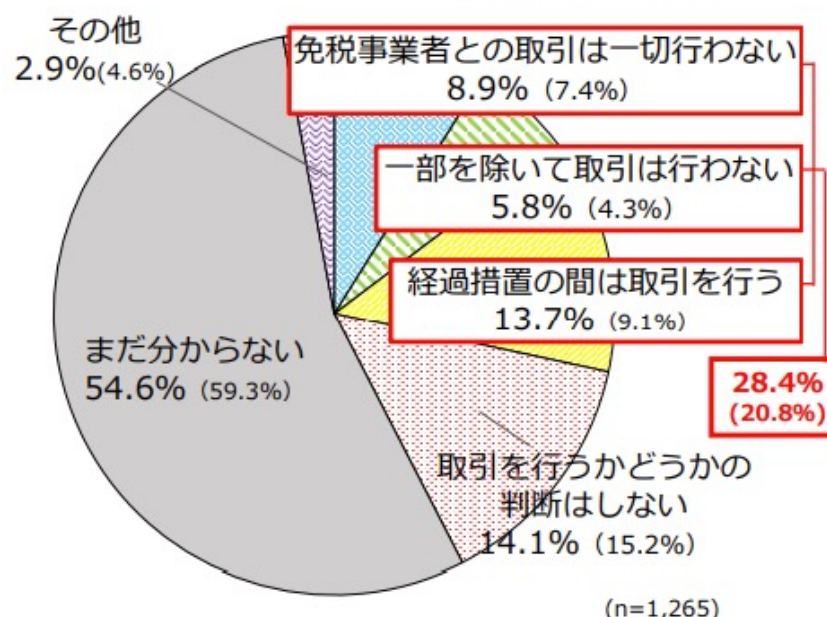
インボイス制度導入後の対応（東京商工会議所）

4. インボイス制度導入後の対応予定（課税事業者における免税事業者との取引）⑦

- 約3割の課税事業者が「免税事業者との取引は（一切または一部）行わない」・「経過措置の間は取引を行う」と回答し、免税事業者との取引を見直す意向を示した。
- そのうち、約65%の課税事業者が取引先の免税事業者に対し、「インボイス発行事業者になるよう要請する」と回答した。

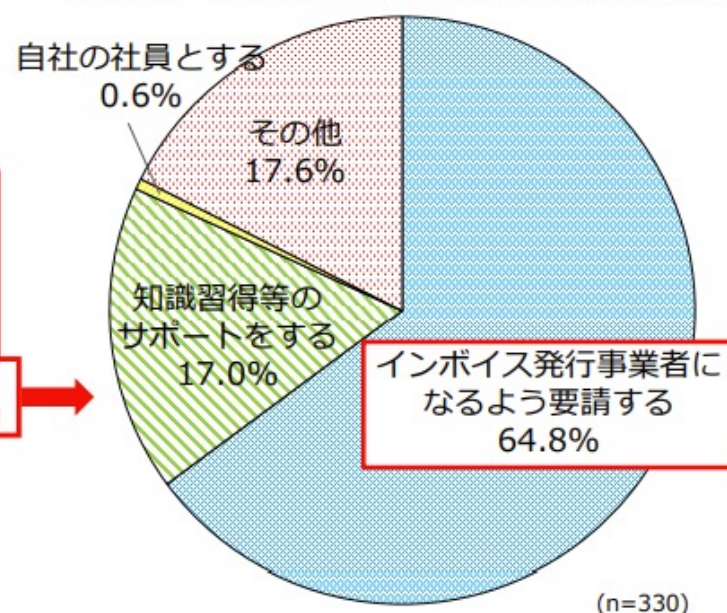
【免税事業者からの仕入】

※()内は2021年7月調査結果



【取引先の免税事業者への対応予定】

※ 課税事業者のうち「免税事業者との取引は（一切または一部）行わない」・「経過措置の間は取引を行う」と回答した者のみ回答



※「インボイス制度導入から一定期間経過後、免税事業者からの仕入は仕入れ税額控除が認められなくなる」旨を設問上に付記